



1 原付バイクや 125cc を超えるバイクなどの税率が引き上げられます

平成 27 年 4 月 1 日時点で登録している車両から新税率が適用されます。

車種区分		税率 (年額)	
		平成 26 年度まで	平成 27 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,000 円	2,000 円
	その他 (フォークリフトなど)	4,700 円	5,900 円
軽二輪 (125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		4,000 円	6,000 円

平成 26 年度の地方税法などの一部改正により、平成 27 年度から軽自動車税が次のように変更されます。(軽

地方税法などの一部改正に伴い
平成 27 年度から軽自動車税が変更されます

2 四輪車などは、平成 27 年 4 月 1 日以後に新車登録する車両から新税率が適用されます

- 平成 27 年 3 月 31 日までに新車登録をした車両 (自動車検査証の初度検査年月が「平成 27 年 3 月」までのもの)

新車登録 (初度検査) 後、13 年を経過するまで現行税率が適用されます。

- 平成 27 年 4 月 1 日以後に新車登録をする車両 (自動車検査証の初度検査年月が「平成 27 年 4 月」以降のもの)

新車登録 (初度検査) 後、13 年を経過するまで新税率が適用されます。

- 新車登録 (初度検査) 後、13 年を経過した車両 (中古車を取得した場合でも、取得日ではなく「初度検査年月」をもとに課税)

その翌年度から重課税率が適用されます。(平成 28 年度課税分から)

※「燃料の種類」が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引自動車は除く。

車種区分			現行税率 (年額)	新税率 (年額)	重課税率 (年額)	
			平成 27 年 3 月 31 日以前の新車登録	平成 27 年 4 月 1 日以後の新車登録	新車登録後 13 年超	
軽自動車	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪以上のもの	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

※新車登録をした日は、自動車検査証の「初度検査年月」欄などで確認してください。

※左ページに軽四乗用・自家用の場合の税負担の例を掲載しています。

自動車税は毎年 4 月 1 日の所有者などに課税されます)

税務課課税第一係 ☎ 34・21112

2月2日(月)までに平成27年度(平成26年中)の給与支払報告書の提出を
事業主の皆さん
個人住民税の特別徴収にご理解とご協力をお願い
します

税務課課税第一係 ☎ 34・21112

期限内に
給与支払報告書の提出を

地方税法第317条の6の規定により、給与支払者(事業主)にはすべての従業員(パート・アルバイト・役員などを含む)の給与支払報告書を市町村に提出することが義務付けられています。

平成27年度(平成26年中)の給与支払報告書の提出期限は、2月2日(月)です。

個人住民税の特別徴収の完全実施を

町では、地方税法の規定に基づく適正な課税と徴収を行うため、個人住民税(町県民税)の特別徴収(給与天引き)の完全



税額早見表（軽四乗用・自家用の場合）

課税年度 初度検査年月	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
～平成 14 年 12 月															
平成 15 年 1 月～平成 16 年 3 月															
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月															
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月															
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月															
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月															
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月															
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月															
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月															
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月															
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月															
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月															
平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月															
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月															
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月															

重課税率
12,900 円

現行税率
7,200 円

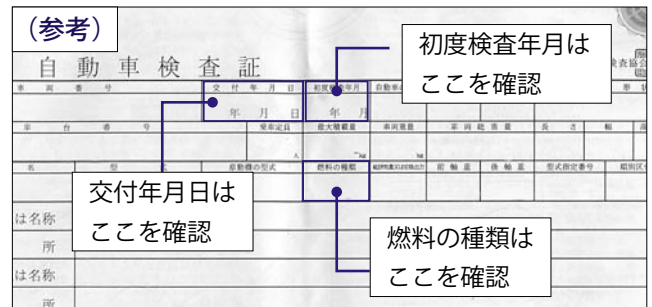
新税率 10,800 円

軽自動車の税負担の例

（軽四乗用・自家用の場合／上表参照）

- 初度検査年月が「平成 27 年 4 月」で、交付年月日が「平成 27 年 4 月 1 日」の場合
 - ▶平成 27～40 年度 10,800 円（新税率）
 - ▶平成 41 年度～ 12,900 円（重課税率）
 - 初度検査年月が「平成 27 年 4 月」で、交付年月日が「平成 27 年 4 月 2 日」の場合
 - ▶平成 28～40 年度 10,800 円（新税率）
 - ▶平成 41 年度～ 12,900 円（重課税率）
- ※軽自動車税は、毎年 4 月 1 日時点で取得している場合に課税されるため、平成 27 年度は課税されません。
- 初度検査年月が「平成 27 年 3 月」で、交付年月日が「平成 27 年 3 月 31 日」の場合
 - ▶平成 27～39 年度 7,200 円（現行のまま）
 - ▶平成 40 年度～ 12,900 円（重課税率）

自動車検査証の見方



- 取得した中古車の初度検査年月が「平成 20 年 7 月」で、交付年月日が「平成 27 年 4 月 1 日」の場合
 - ▶平成 27～33 年度 7,200 円（現行のまま）
 - ▶平成 34 年度～ 12,900 円（重課税率）
- ※中古車で取得した場合でも、取得日ではなく「初度検査年月」をもとに重課税率となる年度を判断します。

ご協力をお願いします。

例）が あり ます。

事業主の皆さんには、法令に基づき適正な特別徴収の実施にご協力をお願いします。

満期の事業所には、申請により納期を年 2 回とする制度（納期特別）があります。

事業主の皆さんには、法令に基づき適正な特別徴収の実施にご協力をお願いします。

地方税法第 321 条の 3 などの規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収義務者として、パート・アルバイト・役員などを含むすべての従業員に対して個人住民税を特別徴収する必要があります。（事業主や従業員の意思による徴収方法の選択はできません）なお、従業員が常時 10 人未満の事業所には、申請により納期を年 2 回とする制度（納期特別）があります。

個人住民税の特別徴収とは、個人の前年の所得に対してかかる税金を給与支払者（事業主）が毎月の従業員の給与から差し引き、翌月の納期限までに町に納入する制度です。

平成 27 年度からは、所得税の源泉徴収義務のある全ての事業所を、個人住民税の特別徴収義務者に指定します。

個人住民税の特別徴収とは、個人の前年の所得に対してかかる税金を給与支払者（事業主）が毎月の従業員の給与から差し引き、翌月の納期限までに町に納入する制度です。

平成 27 年度からは、所得税の源泉徴収義務のある全ての事業所を、個人住民税の特別徴収義務者に指定します。

実施を事業主の皆さんに働きかけていきます。